

### 赤い羽根共同募金会より円卓助成

まごころのサロンで使用するために写真のような丸いテーブル2脚を助成していただきました。

お蔭様でみなさん大喜びで話しに花が咲いていました。これからはむずかしい話も、まーるく収まります。先日はこのテーブルで麻雀もやられていました。

この丸いテーブルをよろしくお願ひします。



輪になり話が弾むサロン風景



連勝で 目が離せない DRAGONS

水溜まり 鳥も毛並みを 整えし

雨だれが 春はやさしい 子守唄

待っていた 皆既月食 雲の上

並木道 さくら吹雪に 囁かれ

桜咲き 今日ほ葉しい 一年生



作：伊等貢

### 6月の定例会

平成 27 年 6 月 7 日 (日)

総会 9:30~10:30

定例会 10:30~11:00

交流会 11:00~12:00



### 予 定

#### 平成 27 年 5 月

- 15 日 (金) 会報「まごころ」発行
- 19 日 (火) まちなか地区ケアマネジャー会
- 21 日 (木) 児童デイ事務局会議
- 22 日 (金) 良いデイサービス研究勉強会
- 23 日 (土) 理事会
- 27 日 (水) 介護サービス事業者連絡協議会総会
- 28 日 (木) 児童デイ定例会
- 29 日 (金) 移動ネットあいちセミナー

#### 平成 27 年 6 月

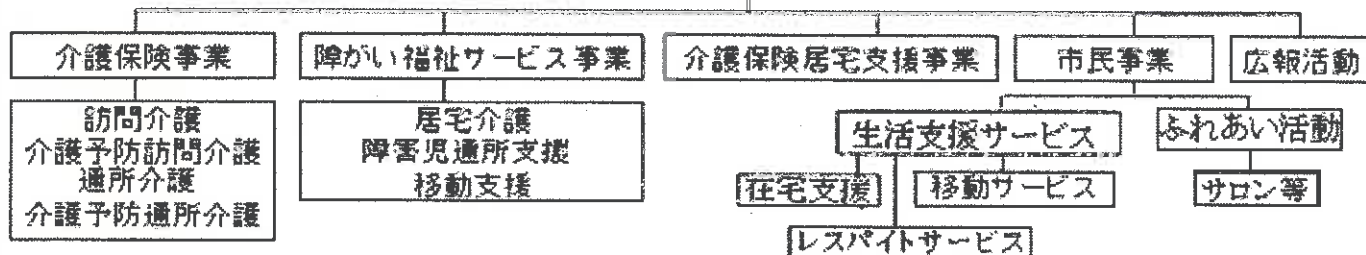
- 7 日 (日) 総会・定例会・交流会
- 11 日 (木) あいち福祉ネット理事会
- 15 日 (月) 会報「まごころ」発行
- 16 日 (火) 通所部会現任介護職員研修
- 18 日 (木) 児童デイ事務局会議
- 25 日 (木) 児童デイ定例会
- 27 日 (土) 理事会

※毎週 (火)・(木) ふれあいサロン開催

月	会員数				市民事業					介護保険				障害福祉サービス								
	協力	利用	賛助	合計	有償活動		レバ付	ふれあいサロン(上)		ふれあいサロン(下)	訪問介護	通所介護	居宅介護支援	居宅介護	移動支援	児童デイ	中高生デイ					
					在宅	移動サービス回数		回数	時間									回数	時間	回数	時間	回数
3月	63	63	35	161	186	178.5	117	0	0	9	132	0	914	817.58	68	53	360	427.75	49	121.0	22	138
																					22	193

### NPO法人一宮まごころ

### 事業内容



# まごころ

5月の定例勉強会では今までに提出された「事故報告書やひやりはっと報告書」の中から事故の検証を行いました。

## 事故事例から再発防止へ



交通事故原因を検討する協力会員

この研修の背景には「繰り返し起こる事故や交通事故を防げなかったらどうか？」という疑問がありました。『ヒヤリ・ハット』の報告を活かして、どうしたら事故を無くせるかを皆で考えました。

下の写真はある交通事故現場です。直進しようとした協力会員の車は右から一旦停止を無視した車と衝突してしまった。どちらが良いとか悪いではなく、事故を防ぐ譲り合いの気持ちや、危険を予知することができたら避けられたかもしれない。

「あなたなら、どうしますか？」



### 特定非営利活動法人一宮まごころ

〒491-0041 一宮市文京1丁目4-6  
 TEL0586-73-8707 Fax 0586-73-8870  
 E-mail magokoro@plum.ocn.ne.jp  
 ホームページ <http://www.npo-magokoro.jp>  
 放課後デイサービスまごころレフト・ライト  
 〒491-0023 一宮市赤見4丁目2-4  
 TEL0586-25-2667 Fax 0586-25-2668  
 E-mail magokorojidou@plum.ocn.ne.jp

### 平成 27 年通常総会開催

日時 平成 27 年 6 月 7 日 (日)  
 午前 9 時 30 分から

内容 平成 26 年度事業・活動報告  
 平成 26 年度会計・監査報告  
 平成 27 年度事業・活動計画案審議  
 平成 27 年度予算案審議  
 平成 27 年度役員改選

欠席の場合は委任状の提出をお願いします。本年度は改めて介護技術の向上に向けた研修を活動計画に盛り込んでおります。積極的に研修に参加して目標資格取得を達成しましょう。

「自転車の危険行為」道路交通法の改正に伴い、六月から右のような危険行為を二回以上すると講習を受けなければならない。十四歳以上の子どもも対象で自転車による重大事故の一掃に乗り出す。(中日新聞より)

### 自転車の危険行為

#### 講習の対象になる危険行為

- ◆ 信号無視
- ◆ 通行禁止違反
- ◆ 歩道での徐行違反
- ◆ 通行区分違反 (道路右側の路側帯の通行など)
- ◆ 路側帯での歩行者妨害
- ◆ 遮断機の下りた踏切への進入など
- ◆ 交差点での優先道路通行車の妨害など
- ◆ 交差点で右折する場合、直進車を妨げること
- ◆ 環状交差点での安全進行義務違反
- ◆ 一時停止違反
- ◆ 歩道での歩行者妨害など
- ◆ プレーキのない自転車の運転
- ◆ 酒酔い運転
- ◆ 携帯電話を使用しながら運転するなど安全運転義務違反